

令和8年度 学校いじめ防止基本方針

北九州市立柳西中学校

はじめに

いじめは、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせる恐れがあるもので、人権にかかわる重要な問題である。

本校は、生徒一人一人の人権を守り尊厳を保持する目的の下、国・市・地域住民・家庭その他の関係者が連携しながら、いじめの問題の克服に向けて取り組むよう、いじめ防止対策推進法（以下、「法」という。）第13条の規定に基づき、校長が、いじめの防止等（いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処）のための対策を総合的かつ効果的に推進するために学校いじめ防止基本方針を策定する。

（定義）

第二条 この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。「いじめ防止対策推進法」より

1 いじめに対する基本姿勢

（基本理念）

第三条 いじめの防止等のための対策は、いじめが全ての児童等に関係する問題であることに鑑み、児童等が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わずいじめが行われなくなるようにすることを旨として行われなければならない。

「いじめ防止対策推進法」より

本校においては、法の定義に則り、家庭・地域等と連携を図り、自校の課題を見出し、生徒の実態に応じた取組を図る。また、市や関係機関等と連携し、「いじめの防止」「いじめの早期発見」「いじめに対する措置」を適切に行う。

（1）本校の課題

- ・ 対人関係スキルの未熟さに起因する、人間関係トラブルが発生しやすい。
- ・ 無意識に発した言動で相手を傷つけてしまう場面が見られるなど、自らの言動に責任をもち、自分を律して行動する、規範意識の醸成が必要である。
- ・ ネットに起因するトラブルが多く発生していることから、スマホ等に関連する情報モラルの育成が喫緊の課題である。

(2) 学校としての役割

(学校及び学校の教職員の責務)

第八条 学校及び学校の教職員は、基本理念にのっとり、当該学校に在籍する児童等の保護者、地域住民、児童相談所等その他の関係機関との連携を図りつつ、学校全体でいじめの防止及び早期発見に取り組むとともに、当該学校に在籍する児童等がいじめを受けていると思われるときは、適切かつ迅速にこれに対処する責務を有する。「いじめ防止対策推進法」より

- ① いじめに対する正しい認識について共通理解を図り、全教職員で組織的に対応することで、いじめの早期発見・早期解消に努める。
- ② 教育相談活動〔定期相談・チャンス相談・SC相談〕の充実を図り、全教育活動を通じた生徒指導の展開を図る。
- ③ 広報活動〔情報発信（通信・HP）〕の充実を図るとともに、地域行事や会合に参加し、本校のいじめ防止対策への理解を得るなど、地域、関係機関との連携に努める。
- ④ 「ネットトラブル防止フォーラム」での成果や課題を効果的に活用し、ネットいじめ防止に向けての取組の強化を図る。
- ⑤ 「いじめ重大事態の調査に関するガイドラインチェックリスト（文部科学省）」を活用した校内研修を実施し、平時からの備えに加え、重大事態発生時にも適切かつ迅速に対処できる体制を構築する。

(3) 教職員としての役割

- ① 「生活アンケート」や「心の健康観察」の実施など、日常的な関わりを通して生徒理解に努める。
- ② いじめの未然防止の視点を踏まえた教育活動を実践し、いじめを許さない風土の醸成を図り、安心して過ごせる学校、学級づくりに努める。
- ③ 日々の対話の中で不安や悩みを受容する姿勢を示す等、生徒が心の内を表出しやすい環境を整える。
- ④ いじめに対して迅速かつ継続的に対応し、いじめを受けた生徒を最後まで守る。
- ⑤ 教職員間で組織的な連携を図り、組織でいじめ問題に対応する。

(4) 保護者としての役割

(保護者の責務)

第九条 保護者は、子の教育について第一義的責任を有するものであって、その保護する児童がいじめを行うことがないよう、当該児童等に対し、規範意識を養うための指導その他の必要な指導を行うよう努めるものとする。 「いじめ防止対策推進法」より

- ① 学校は、家庭と連携しながら、思いやりや規範意識を育む指導の充実を図る。
- ② 学校は、気になる様子等について、保護者と情報共有を図り、早期対応に努める。
- ③ 学校は、保護者に対して学校の取組等を適切に伝え、理解と協力を得ながら取組を進める。

2 いじめの未然防止のための措置

- ① 校内研修や教育委員会主催の研修等の機会を通じて、教職員間で、適切ないじめの認知・対応についての共通理解を図る。
- ② 道徳教育や人権教育の充実を図り、いじめに向かわない態度・能力の育成を図る。
- ③ 分かりやすい授業づくりや温かい集団づくりを通して、生徒が安心して過ごせる環境を整える。
- ④ 教育活動全体を通じて、生徒自らが活躍できる場を設定する等、自己有用感や自己肯定感の育成に努める。
- ⑤ 「中学校区ミーティング」等の機会を捉え、生徒がいじめについて主体的に考える機会を設定する。

3 いじめの早期発見のための措置

- ① 「いじめに関するアンケート」(年4回)に加え、定期的な「生活アンケート」を実施し、いじめの早期発見に努める。
- ② 定期的な教育相談に加え、生徒の変容を捉えて「チャンス相談」を実施する等、教育相談体制の充実を図る。
- ③ 「心の健康観察」を実施し、生徒の心の不調の把握に努める。
- ④ 「北九州市SNS悩み相談」や「24時間子ども相談ホットライン」等の相談窓口を周知する等、生徒が悩みを打ち明けられる環境の整備に努める。

4 いじめに対する措置

- ① いじめを発見もしくはいじめの通報を受けた場合は、特定の教職員で判断・対応することなく、組織で協議・対応する。
- ② いじめを受けた生徒の気持ちに寄り添い、安全と安心を最優先に確保し、いじめを受けた生徒又はその保護者への支援を行う。
- ③ いじめを行った生徒の保護者にも協力を求め、当該保護者と連携しながら、生徒への指導及び保護者への助言を行う。
- ④ 認知したいじめについては、適切な対応を行った後、いじめ解消の定義 [いじめに係る行為が止んでいる状態が一定期間継続していること及び被害生徒が心身の苦痛を感じていないこと] に沿って、解消に至るまで継続的に確認する。
- ⑤ インターネットを介したいじめの早期発見及び適切な対応に向け情報モラル教育の充実を図る。

生徒がいじめを受けていると思われるとき

事実（いじめの有無）の確認

いじめを受けた生徒・いじめを行った生徒の双方から丁寧に話を聞き、「いじめの定義」にあてはまるかを確認する。

検討結果を教育委員会に報告
(第1報)

いじめがあったことが確認された場合

*以降、月ごとに対応状況を報告

- いじめをやめさせる。
- 再発を防止するため、必要に応じて、SC、SSW等の専門的な知識を有する者の協力を得つつ、
 - ① いじめを受けた生徒 又は その保護者に対する支援
 - ② いじめを行った生徒に対する指導 又は その保護者に対する助言①②を継続的に行う。

※ 必要があると認めるときは、いじめを行った生徒をいじめを受けた生徒が使用する教室以外の場所で学習を行わせる等の措置を講ずる。

上記①②を行うにあたっては、保護者間で見解の相違が起きることのないよう、いじめ事案に係る情報を保護者と共有する。

- いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものは所轄の警察署と連携して対処する。
- 生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに所轄警察署に通報し、適切に援助を求める。

5 いじめの早期発見・早期対応のための年間計画（予定）

生徒に関すること		教職員に関すること	
期日	活動内容	期日	活動内容
【前期】			
4月	始業式・入学式 学校いじめ防止基本方針について説明 道徳（いじめ問題に関する取組）	4月	職員会議 （生徒指導方針・いじめ防止基本方針・ 生徒理解に関すること）
5月	学級懇談会①	5月	職員会議（生徒理解に関すること）
6月	いじめに関するアンケート・面談① 教育相談①	6月	校内いじめ問題対策委員会 （アンケートを踏まえた対応の検討・ いじめ問題に関する研修内容の検討）
7月	保護者懇談会	7月	職員会議・いじめ問題に関する研修 （前期前半の取組みの点検・評価、 9月いじめ防止強化月間取組の確認等）
8月	中学校区ミーティング 「ネットトラブル防止フォーラム」参加	8月	中学校区ミーティングの計画・実施
9月	いじめ防止強化月間 [全市一斉アンケート・面談②] 学級活動（いじめ防止に関する取組）	9月	いじめ防止強化月間の計画・実施 校内いじめ問題対策委員会 （アンケートを踏まえた対応の検討）
10月	保護者懇談会		
【後期】			
11月	いじめに関するアンケート・面談③ 教育相談②	11月	校内いじめ問題対策委員会 （アンケートを踏まえた対応の検討・ いじめ問題に関する研修内容の検討）
12月	保護者懇談会（3年のみ）	12月	職員会議・いじめ問題に関する研修 （後期前半の取組みの点検・評価）
1月	いじめに関するアンケート 教育相談③	1月	校内いじめ問題対策委員会 （アンケートを踏まえた対応の検討）
		3月	校内いじめ問題対策委員会 職員会議（1年間の取組の点検・評価、 次年度に向けた生徒理解等）

6 いじめ防止等の対策のための組織

(学校におけるいじめ防止対策のための組織)

第二十二条 学校は、当該学校におけるいじめ防止等に関する措置を実行的に行うため、当該学校の複数の教職員、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者その他の関係者により構成されるいじめ防止等の対策のための組織を置くものとする。 「いじめ防止対策推進法」より

(1) 校内いじめ問題対策委員会

① 「校内いじめ問題対策委員会」の役割

- ・ 「学校いじめ防止基本方針」の内容確認
- ・ 基本方針に基づく年間計画の作成・実行、校内研修の企画・実施
- ・ いじめの相談・通報の窓口、情報の収集・整理・記録
- ・ いじめの疑いに関する情報があった場合の対応
[緊急会議の開催、情報の迅速な共有、関係生徒へのアンケート調査や聞き取りの実施、指導・援助の体制の構築、方針の決定、保護者との連携]
- ・ いじめの認知にかかる協議・判断
- ・ いじめに関する対応記録の作成・保管
- ・ 基本方針の点検・評価、いじめ対策の取組の効果検証
- ・ いじめ重大事態に係る調査組織の編成（学校主体の場合）

② 「校内いじめ問題対策委員会」の構成

- 校長：
- 教頭：
- 教務主任： ○生徒指導主事：
- 養護教諭：
- 特別支援コーディネーター： 、
- 各学年生徒指導担当（1年）： （2年）： （3年）：
- ◇ スクールカウンセラー： ◇ スクールソーシャルワーカー：
- ◇ スクールサポーター： *◇は、必要に応じて招聘

※ 「校内いじめ問題対策委員会」は、いじめ防止等に関する措置を実効的に行うため、校長のほか、委員の半数以上の出席により定期的に開催する。ただし、緊急の対応が必要な場合は、校長の判断により、半数以上の出席がなくても臨時に開催することができる。

欠席した委員に対しては、会議の議事録を共有するとともに、外部委員が欠席した場合は、必要に応じて専門的観点からの見解・意見を聴取する。

③ 校内いじめ問題対策委員会活動計画（予定）

- 定例会：月1回開催
- 臨時会：必要に応じて随時開催

※ 定例会については、「生徒指導委員会」（いじめ対応に係る議題の審議を行った場合）の開催と兼ねることができる。

(2) 関係機関・相談機関との連携

① 連携の必要性

次のような状況がある場合、「いじめ防止対策推進法」及び「いじめ問題への的確な対応に向けた警察との連携等の徹底について（令和5年2月：文部科学省通知）」に基づき、適切な時期に適切な関係機関と連携を図る。

- ・ 心理的なケアが必要であると判断した場合
- ・ 生徒の生命や心身に重大な危険を生じられるおそれがある場合
- ・ 被害生徒の安全が脅かされるおそれがある場合
- ・ 生徒や保護者が、教職員には相談しにくい状況にあると判断した場合
- ・ 問題行動を繰り返す生徒の処遇や、家庭環境に配慮を要する生徒の対応に関する場合
- ・ 学校間・異年齢にまたがる集団による場合 等

② 連携のための配慮事項

- ・ 関係機関・相談機関との連携は、校長の判断のもと、学校の指導体制の一環として行う。
- ・ 学校が関係機関から連絡・依頼を受け、対応した場合は、教育委員会に報告する。
- ・ 関係機関や相談機関に依頼する場合は、指導の効果を十分に見極めたうえで行う。
- ・ 関係機関等との連携に際しては、保護者の不安な気持ちを考慮し、その後の対応において不安や不信感を生まないように配慮する。

7 いじめ重大事態への対応

(重大事態の定義)

第二十八条（一部抜粋）

- 一 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- 二 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。
「いじめ防止対策推進法」より

(1) いじめ重大事態への対応

- ① 上記定義に該当する事案（疑いを含む）が発生した場合は、直ちに教育委員会への報告を行う。
- ② 教育委員会の指導のもと「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン（令和6年8月：文部科学省）」に準じた対応（重大事態に係る事実関係を明確にするための調査）を行う。